

厚生労働大臣 特別表彰

伊藤 清一郎 氏

伊藤氏は朝日町民生委員・児童委員として永きにわたり貢献された功績により、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。



受賞された伊藤氏

非核平和都市宣言啓発事業

昭和60年から継続開催している「非核平和都市宣言啓発事業」を7月18日（金）、朝日小学校において行いました。

今年度は、「原爆被災者の会」の本坊氏をお招きし、子供たちに分かりやすい言葉で戦争や非核平和について講演をしていただきました。

また、子供たちが平和を祈り折った折鶴を、広島平和記念公園に送りました。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、広島や長崎のような惨禍を二度と繰り返さないように、原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さをより多くの人々が理解し、次世代へ伝えていくことが重要だと考えます。



朝日町発展会が7月10日（木）福井県越前町（旧福井県朝日町）役場及び道の駅を訪問しました。

町の担当者より町村合併後の町の状況や道の駅の運営について説明を受けた後、活発な意見交換会を行いました。

意見交換会を終え朝日町発展会より「今後も地域の活性化に貢献していきたい。」と抱負を述べられていました。

域間交流事業で 福井県越前町へ

平成20年度

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について

1 趣 旨

この認定試験は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された者、保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満15歳に達する者で中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの、年度末までに満16歳以上になる者及び日本の国籍を有しない者で、年度末までに満15歳以上になるものに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

2 受験資格

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者である者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成21年3月31日までに満15歳以上に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 平成21年3月31日までに満16歳以上になる者（（1）及び（4）に掲げる者を除く。）
- (4) 日本の国籍を有しない者で、平成21年3月31日までに満15歳以上になるもの

3 願書受付期間 8月22日（金）から9月9日（火）まで（9月9日（火）の消印があるものは有効とする。）

4 願書受付方法 書面またはオンライン手続 5 試験日時 11月4日（火）10：00～15：40

6 試験会場 三重県庁講義棟3階 第131会議室・第133会議室（津市広明町13番地） 7 合格発表 12月12日（予定）

受験手続きに必要な諸用紙について

受験手続きに必要な諸用紙等は、8月1日（金）以降に、「三重県教育委員会事務局 高校教育室 進路指導・入試グループ（電話：059-224-2913）」に請求ください